

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
平成24年12月14日条例第54号	平成24年12月14日条例第54号
川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(略)	(略)
第2章 児童発達支援	第2章 児童発達支援
第1節 基本方針	第1節 基本方針
(略)	(略)
第2節 人員に関する基準	第2節 人員に関する基準
(従業者及びその員数)	(従業者及びその員数)
第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」といい、この条において児童発達支援センターであるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) 指導員又は保育士（ <u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。</u> ）指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上	(1) 指導員又は保育士 <u>指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</u>
ア 障害児の数が10人までのもの 2人	ア 障害児の数が10人までのもの 2人
イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数	イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数
(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基	(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基

改正後	改正前
<p>準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護師 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は保育士 1人以上</p> <p>(4) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>4 第1項第1号及び第2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児通所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上</p> <p>(2) 看護師 1人以上</p> <p>(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）又は保育士 1人以上</p> <p>(4) 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>4 第1項第1号及び第2項の「指定児童発達支援の単位」とは、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>6 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。</p> <p>(略)</p>

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
平成24年12月14日条例第55号	平成24年12月14日条例第55号
改正	改正
平成25年3月22日条例第6号	平成25年3月22日条例第6号
平成26年3月27日条例第8号	平成26年3月27日条例第8号
川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(略)	(略)
第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)	第2章 指定福祉型障害児入所施設 第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)
第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。	第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。
(略)	(略)
(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）及び保育士（ <u>国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。</u> ）それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数	(3) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。） <u>及び保育士</u> それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数

改正後	改正前
<p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児(次条第1項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児(次条第3項第3号及び第54条第1項第2号において「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) 1人以上</p> <p>(略)</p>	<p>ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上(30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児(次条第1項において「盲ろうあ児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児(次条第3項第3号及び第54条第1項第2号において「乳幼児」という。)の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上(35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) 1人以上</p> <p>(略)</p>